経済的支援(生活費)について

傷病手当金(健康保険)

【支給要件】

- 1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- 2) 仕事に就くことができないこと
- 3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- 4) 休業した期間について給与の支払いがないこと

【支給期間】 支給した日から最長1年6ヶ月

【支給される傷病手当金の額】 1日あたりの金額:標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × 3分の2

労災保険

業務上の事由または、通勤によって負傷したり、病気になったりした場合に受けられる保険

【休業(補償)給付·休業特別支給金】

①業務上または通勤による傷病により、②療養のために労働することができないために、③賃金を受けない日 が4日以上になる、という3つの条件がそろった場合には、休業1日について給付基礎日額の60%相当額が支給 されます。また、特別支給金が20%支給され、合わせて給付基礎日額の80%となる。

【傷病年金】

業務または通勤による傷病の治療が、1年6か月を経過した日以後、まだ傷病が治癒しておらず、傷病の状態が 傷病年金に該当する場合に支給されます。

【障害(補償)給付】

業務または通勤による傷病の治療を受け、治癒したときに、一定の障害が残っていた場合に支給されます。支 給内容は、後遺障害の程度よって区分されています。障害等級第1級~第7級に該当する場合は年金で、給付内 容は、障害(補償)年金、障害特別支給金、障害特別年金となります。障害等級第8級から14級に該当する場合 は一時金となります。給付内容は、障害(補償)一時金、障害特別支給金、障害特別一時金となります

【介護(補償)給付】

障害等級・傷病等級が第1級の被災労働者と第2級で「精神神経・胸腹部臓器の障害」を有している被災労働者 が現に介護を受けている場合に支給されます。支給額は、常時介護と随時介護により異なります。

支給額: 常時介護・・・70,790円~165,150円、随時介護・・・35,400円~82,580円

ナスバ介護料

【対象者】他の法律(介護保険、労災など)で介護に対する給付を受けていない在宅の方 ※病院でも介護による事実がある場合に相談可

【種別と金額】

特 I 種:植物状態の6項目に該当するもの 85,310円~211,530円 I種:自賠責保険で常時介護と認められたもの 70,790円~166,950円

Ⅱ種:自賠責保険で随時介護と認められたもの 36,500円~83,480円

障害基礎年金・厚生年金

【支給要件】

- 1) 一定の障害の状態にあること
- 2) 保険料の納付要件に該当すること(いずれかで可)

初診日のある月の前々月までに加入期間の2/3以上の保険料の納付または免除されていること 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

3) 国民年金または、厚生年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガの初診を受けている事 ※20歳前や60歳以上65歳未満で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含む

【障害認定時】

初診日から1年6ヶ月を経過した日(その間に治った場合は治った日)または20歳に達した日に障害の状態に あるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合。

【年金額】

障害基礎年金:1級 781,700円 × 1.25 + 子の加算

2級 781,700円 + 子の加算

障害厚生年金:1級(報酬比例の年金額) × 1,25 + 〔配偶者の加給年金額(224,900円)〕

2級(報酬比例の年金額) + 〔配偶者の加給年金額(224,900円)〕※

3級(報酬比例の年金額) ※最低保障額 586,300円

※対象者のみ

自動車賠償責任保険後遺障害

補償される範囲は対人事故の賠償損害のみ

(被害者請求)傷害

請求期限 請求区分 いつ (時効完成日) まで 事故発生日等から3年以内 後遺障害 症状固定日から3年以内 死亡 死亡日から3年以内

最高120万円・・・治療関係費・文書料・休業損害及び慰謝料

【後遺障害による損害】

最高4000万円(常時介護)、3000万円(随時介護)・・・慰謝料、逸失利益

【死亡による損害】

【傷害による損害】

最高3000万円・・・葬儀費、逸失利益、慰謝料

【減額について:後遺障害・死亡の場合】

過失が7割以上8割未満が2割、8割以上9割未満が3割、9割以上10割未満が5割が減額される

政府保障事業

自賠責保険の対象とならない「ひき逃げ事故」や「無保険事故」にあわれた被害者に対し、健康保険や労災保 険等の他の社会保険給付や本来の損害賠償請求責任者の支払いによっても損害が残る場合にてん補する制度で す。請求の受付窓口は損害保険会社となります。

> 注意・・・上記の資料は、制度のイメージをお伝えする資料となります。 ご相談のある方は、医療福祉相談室の担当MSWへご相談ください。 千葉療護センター 医療福祉相談室 令和3年 3月